

タクシープラン等二次交通整備事業補助金 Q & A

(令和5年10月3日現在)

各補助事業共通

- Q 1. 補助対象者は、公布日時点で福井県内に本店、支店または営業所や店舗等を設置していないといけぬのか。
- A 1. 公布日以降であっても、福井県内に本店、支店または営業所や店舗等を設置すれば、設置日以降に申請することができる。
- Q 2. タクシーを複数台、また駐車場を複数区画申請する場合、申請書は1台につき1枚必要か。
- A 2. 1台当たりの補助対象額、1区画あたりの月極駐車料金、1区画あたりのカーシェア導入費用がそれぞれ同額ならば、複数であっても1枚の申請書で可とする。その場合、申請書の余白に1台、1区画あたりの補助対象額をわかるように明記し、添付書類についても1台、1区画あたりの価格がわかるようにすること。
- Q 3. 申請書を複数枚提出する場合、納税証明書は全て原本の添付が必要か。
- A 3. 福井県観光誘客課に原本とコピーを提出し、コピーに、原本と相違ない旨の証明を受ければ、コピーを添付しても差し支えない。
なお、コピーへの証明を受けたい場合は、事前に福井県観光誘客課に電話連絡を行うこと。
福井県観光誘客課 電話 0776-20-0380
(担当：タクシー・レンタカー・カーシェア補助金担当)

I 上質なタクシー車両購入補助

- Q 4. 新車だけでなく、中古車両も補助対象となるか。
- A 4. 別紙1に記載の車種であれば、中古車両も対象となる。
- Q 5. 協会が実施する「福井県認定おもてなしドライバー」制度とは何か。
- A 5. 令和5年度福井県事業「サービス品質向上事業」で実施するタクシードライバー向けの講習を指す。
- Q 6. 補助対象期間の「事業を期間内に終えることができない特段の理由」とは何か。
- A 6. 交付決定後あるいは事前着手届提出後に車両の発注を行ったが、半導体不足等の理由により補助対象期間内に納車できない場合が該当する。翌年度に納車予定となる場合も補助対象とすることができる可能性があるが、その決定に時間がかかるため、期間内に納車できない可能性が判明した場合は、速やかに協会に連絡すること。

- Q 7. 補助対象となるのは、車両本体のみか、オプション等も含むのか。
A 7. 車両本体以外では、タクシー機器類や、上質な車両とするためのオプション等が補助対象となる。なお判断に迷う場合は事前に協会に確認すること。
- Q 8. 予算は車両何台分確保しているのか。
A 8. 補助上限額未満の補助額となる車両も想定され、その額によって補助できる車両数は変動する。
- Q 9. 来年度以降も上質なタクシー補助を実施するのか。
A 9. 未定である。

II レンタカー、カーシェア保管場所補助

- Q 10. レンタカー店を移転した。新店舗は借り上げた駐車場に設置しているが、補助の対象となるか。
A 10. 新幹線開業に向けレンタカー、カーシェアを増台させる事業の趣旨に則り、移転先店舗において旧店舗よりも台数が増えた場合は、増加分が補助の対象となる。
- Q 11. 来年度以降もレンタカー、カーシェア保管場所の補助を実施するのか
A 11. 未定であるが、来年度も新幹線開業に伴うレンタカー、カーシェア保管場所の不足が懸念されており、その対応については検討している。

III カーシェア導入費用補助

- Q 12. 補助を使って整備する駐車場に常駐する車両にカーシェアの機器を取り付ける費用（機器購入費用、取付工賃等）は補助の対象になるのか
A 12. 今回の補助はカーシェア貸出駐車場整備費用が対象であるので、車両に係る費用は対象外である。
- Q 13. 来年度以降もカーシェア導入費用の補助を実施するのか
A 13. 未定である。